

(別添 3)

令和 2 年 11 月 27 日

一般社団法人NEOA代表理事 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について

日頃より労働者派遣事業の適正な運営に御理解、御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、景気は依然として厳しい状況にあり、足下の雇用情勢についても厳しさがみられ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある状況です。

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等については、これまで数次にわたり要請を行い、貴団体にご尽力いただいているところですが、一方で、派遣労働者の雇止め等が生じているとの報告も受けております。今後、12 月末に労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなり、また、来年度に向けた労働者派遣契約締結の交渉が始まるものと考えられるため、派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣元事業主の積極的な御対応が不可欠な状況になっていると認識しております。

政府としては、派遣元事業主の皆様を含め、事業主による雇用の維持を強力に支援するため、雇用調整助成金について、助成率の引上げや支給要件の緩和、申請に係る負担の軽減等の特例措置を講じるとともに、休業中であるが賃金を受けられない中小企業の労働者に対する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を創設しています。さらに、本日、12 月末に期限を迎える雇用調整助成金の特例措置及び新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金について、来年 2 月末まで延長する旨を公表したところです。

労働者派遣契約の更新等を迎えるに当たり、事務系派遣、製造系派遣、技術系派遣等のそれぞれの業態に即した対応を行っていただくため、貴団体におかれては、下記の事項についての御対応を、改めて強く会員企業に働きかけていただくようお願い申し上げます。

記

- 一 労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の雇用の不安定に直結するという認識を派遣先企業としっかりと共有いただき、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、派遣先企業と協力しながら、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 労働者派遣契約の解除や不更新があった場合であっても、
 - ① 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（昭和 60 年法律第 88 号）に基づき、同一の派遣先の派遣就業見込みが一定期間以上である派遣労働者について、雇用安定措置（派遣先への直接雇用の依頼、新たな派遣先の提供等

の措置)の義務等(派遣就業見込みが3年の場合は義務、1年以上3年未満の場合は努力義務)を適切に果たすこと

- ② 「派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針」(平成11年労働省告示第137号)の趣旨を踏まえつつ、まずは、派遣先企業と協力しながら派遣労働者の希望する別の派遣先等の就業場所を確保するなど、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること

三 派遣労働者の就業機会の確保ができない場合であっても、雇用調整助成金の特例措置の拡充や新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の創設を踏まえ、これらの活用を通じて、休業や教育訓練を実施して次の派遣就業に向けた準備を進めていただくことにより、安易な雇止め、解雇等は行わず、派遣労働者の雇用の維持を図ること

四 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣

田村憲久